

## 資料 1

1月25日 食品衛生分科会

食品衛生分科会名簿等

## 目次

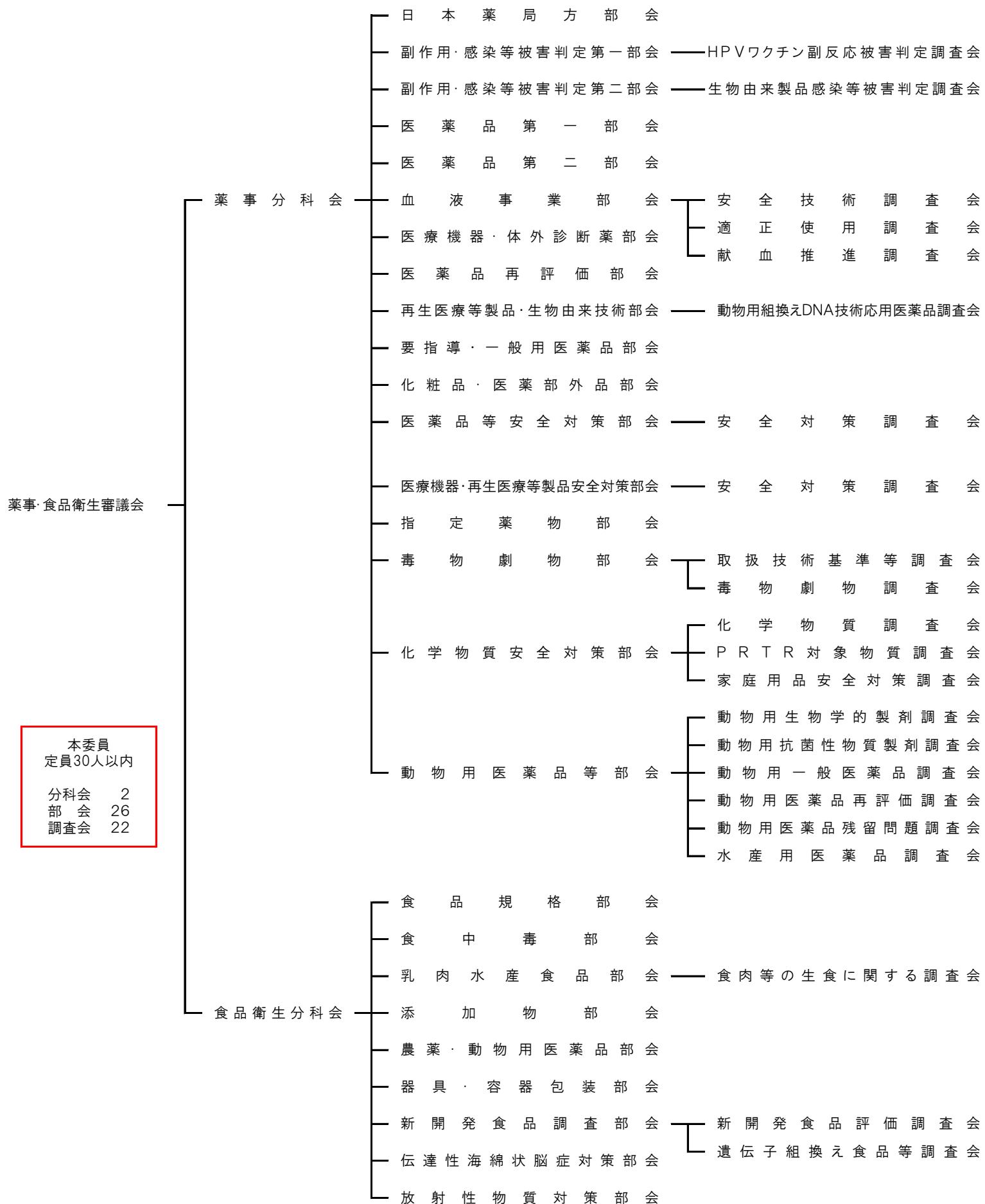
・ 食品衛生分科会名簿	1
・ 薬事・食品衛生審議会組織図	2
・ 厚生労働省設置法（抜粋）	3
・ 薬事・食品衛生審議会令	3
・ 薬事・食品衛生審議会規程	8
・ 食品衛生分科会規程	10

# 食品衛生分科会

No.	氏名	フリガナ	現職
1	穂山 浩	アキヤマ ヒロシ	国立医薬品食品衛生研究所 食品部 部長
2	阿部 圭一	アベ ケイ一	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事
3	有菌 幸司	アリゾノコウジ	公立大学法人熊本県立大学環境共生学部食健康科学科 教授
4	安藤 言枝	アンドウコトエ	芝浦食肉衛生検査所 検査課長
5	五十君 静信	イキミ シズノブ	東京農業大学 応用生物科学部 教授
6	浦郷 由季	ウラゴウ ユキ	一般社団法人全国消費者団体連絡会 事務局長
7	奥田 晴宏	オカタ ハルヒロ	国立医薬品食品衛生研究所 所長
8	苅田 香苗	カリタ カナエ	杏林大学 医学部衛生学公衆衛生学教室 教授
9	財前 孝亮	ザイゼン タカシ	キューピー株式会社 執行役員 品質保証本部長
10	佐藤 恭子	サトウ キヨコ	国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部 部長
11	曾根 博仁	ソネ ヒロヒト	新潟大学大学院 医歯学総合研究科 血液・内分泌・代謝内科学 分野 教授
12	高田 礼子	タカタ アヤコ	聖マリアンナ医科大学 予防医学教室教授
13	高橋 久尚	タカハシ ヒサオ	株式会社明治 執行役員 品質本部長
14	中村 重信	ナカムラ シゲノブ	東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長
15	西内 岳	ニシウチ タカシ	弁護士(西内岳法律事務所)
16	二村 瞳子	ツムラ チカコ	日本生活協同組合連合会 組織推進本部長
17	堀内 基広	ホリウチ モトヒロ	北海道大学大学院獣医学研究院 研究院長・教授
18	松崎 くみ子	マツザキ ケミコ	NPOアレルギー児を支える全国ネット「アラジーポット」 理事
19	松本 吉郎	マツモト キチロー	公益社団法人日本医師会 常任理事
20	村田 勝敬	ムラタ カツユキ	秋田大学大学院医学系研究科 環境保健学講座 教授
21	横田 明美	ヨコタ アキミ	千葉大学大学院社会科学研究院 准教授
22	脇田 隆字	ワキタ タクジ	国立感染症研究所 所長

薬事・食品衛生審議会 組織図

(平成31年1月25日現在)



# 厚生労働省設置法（抜粋）

平成11年7月16日法律第97号

（薬事・食品衛生審議会）

第十一条 薬事・食品衛生審議会は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）及び食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、薬事・食品衛生審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他薬事・食品衛生審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

## 薬事・食品衛生審議会令

平成12年6月7日政令第286号

内閣は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（平一三政五六・平一八政三六五・平二五政三七〇・一部改正）

(組織)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
薬事分科会	一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食品衛生分科会	食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

#### (部会)

- 第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同

じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第九条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十一條 審議会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課において総括し、及び処理する。ただし、食品衛生分科会に係るものについては、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課において処理する。

(平一五政ニ七五・平ニ七政三三〇・平ニ九政一八五・一部改正)

(雑則)

第十二条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関する必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月二二日政令第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月二三日政令第二一三号) 抄

1 この政令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十五年七月三十日)から施行する。

附 則（平成一五年六月二五日政令第二七五号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二六日政令第八三号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年一一月二七日政令第三六五号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第七十六号)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附 則（平成二五年一二月二七日政令第三七〇号）抄

この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附 則（平成二六年七月三〇日政令第二六九号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則（平成二七年九月一八日政令第三三〇号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二九年七月七日政令第一八五号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

# 薬事・食品衛生審議会規程

## (通則)

第1条 薬事・食品衛生審議会(以下「審議会」という。)の付議、分科会の議決、議事録の作成等については、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号。以下「設置法」という。)第11条及び薬事・食品衛生審議会令(平成12年政令第286号。以下「審議会令」という。)に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

## (付議)

第2条 会長は、厚生労働大臣又は農林水産大臣の諮問を受けた場合は、当該諮問事項を所掌する分科会に付議することができる。

## (分科会の議決)

第3条 次の各号に掲げる場合には、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。

- 一 当該分科会に置かれる部会の決定事項をそのまま議決したとき。
  - 二 当該分科会に置かれる部会の決定事項について、出席者の3分の2以上の多数をもって、それと異なる議決をしたとき。
  - 三 当該分科会に置かれる部会の決定事項について、それと異なる議決をした場合において、当該部会がこれに同意したとき。
- 2 分科会において、前項に規定する議決をしたときは、分科会長はすみやかにその決定事項を会長に報告しなければならない。

## (議事録)

第4条 審議会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員の氏名、委員総数並びに関係行政機関の職員の氏名及び所属庁名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 決議

## (雑則)

第5条 この規程に定めるものほか、分科会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が当該分科会に諮って定める。

附 則  
(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年1月23日から施行する。

(経過措置)

第2条 旧中央薬事審議会又は旧食品衛生調査会(以下「旧中薬審等」という。)に対して諮問が行われ、現に審議中のものについては、この規程の施行後は、審議会に対して諮問が行われたものと見なす。

2 旧中央薬事審議会に対して諮問が行われたものにあっては薬事分科会に、旧食品衛生調査会に対して諮問が行われたものにあっては食品衛生分科会に、旧中薬審等に置かれる部会等に付議が行われたものにあっては相当する部会等に付議が行われたものと見なす。

3 旧中薬審等に置かれる部会等において議決がなされた事項は、相当する部会等において議決がなされたものと見なす。

# 食品衛生分科会規程

平成13年1月23日施行

平成15年7月1日一部改正

平成21年11月12日一部改正

## (総則)

第1条 薬事・食品衛生審議会令（平成12年政令第286号）第6条第1項に規定する食品衛生分科会（以下「分科会」という。）の部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

## (部会の設置)

第2条 分科会に次に掲げる部会を置く。

- 一 食品規格部会
- 二 食中毒部会
- 三 乳肉水産食品部会
- 四 添加物部会
- 五 農薬・動物用医薬品部会
- 六 器具・容器包装部会
- 七 新開発食品調査部会

2 分科会は、特別の事項を調査審議するため緊急又は臨時に必要があるときは、前項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

## (調査会の設置)

第3条 部会長は、必要に応じて、分科会長の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

2 調査会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。

## (所掌)

第4条 食品規格部会は、食品（動物性食品を除く。）の規格又は基準の設定等に関する事項を調査審議する。

2 食中毒部会は、食中毒の予防対策等に関する事項を調査審議する。

- 3 乳肉水産食品部会は、動物性食品の規格又は基準（農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準を除く）の設定に関する事項を調査審議する。
- 4 添加物部会は、添加物の指定及び規格又は基準の設定に関する事項を調査審議する。
- 5 農薬・動物用医薬品部会は、食品の規格又は基準のうち、農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準の設定等に関する事項を調査審議する。
- 6 器具・容器包装部会は、器具・容器包装、おもちゃ及び洗浄剤の規格又は基準の設定に関する事項を調査審議する。
- 7 新開発食品調査部会は、新開発食品の安全性の確保に関して、新たな知見を踏まえた管理措置等に関する事項を調査審議する。

（議事録）

第5条 分科会及び部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 決議

（会議）

第6条 部会長（部会長に事故のあるときはその職務を代理する者）は、会議の議長となり、会議の運営を図り秩序を保持しなければならない。ただし、部会長及びその職務を代理する者のないときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから選任された者が、仮に議長として会議を開くことができる。

- 2 会長、分科会長及び関係行政機関の職員は、部会に出席して発言することができる。
- 3 部会長は、必要により、当該部会に属さない委員又は臨時委員若しくは専門委員を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

（付議）

第7条 分科会長は、厚生労働大臣の諮問事項について、会長から付議された場合は、当該諮問事項を所掌する部会に付議することができる。

（部会の議決）

第8条 部会における決定事項のうち、比較的軽易なものとして分科会があらかじめ定める事項に該当するものについては、分科会長の同意を得て、当該部会の議決をもって分科会の議決とする。ただし、当該部会において、特に慎重な審議を必要とする事項であるとの決定がなされた場合はこの限りではない。

- 2 前項の決定がなされた場合において、分科会の調査審議を経る時間がないものについては、前項の規定にかかわらず、分科会長の同意を得て、当該部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。
- 3 前2項の規定により、部会の議決が分科会の議決とされたときは、当該部会の部会長は、すみやかにその決定事項を分科会に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

この規程は、平成21年11月12日から施行する。